

No.57 2025年

12月

# 江南市 消費生活センターだより

## 重大な事故につながるおそれも！ 長期使用の石油ファンヒーター

### 【事例】

20年以上前に製造された石油ファンヒーターを使用している。灯油が残った状態でカートリッジ式のタンクに給油しようと、タンクを持ち上げたら、灯油が漏れた。危ないのでメーカーに苦情を申し出たら「機器が古いため、フィルター周辺部品の劣化の可能性がある。そのフィルターはもう製造していない」と言われた。古い製品だが、使用を続けたいと思っている。（70歳代）

点検・取り換えの  
**目安は8年**  
使用年数を確認して！



### ～ひとことアドバイス～

石油ファンヒーターは、長く使用しているうちに、熱や湿気、ほこりなどの影響で部品が劣化して発煙・発火し、場合によっては火災などの重大な事故につながることがあります。

業界団体等では、石油ファンヒーターの点検・取替の目安を8年としていますが、たとえ年数が経っていなくても、機器に異常を感じたら、ただちに使用を中止してメーカー或は販売店に点検・修理を依頼してください。

石油ファンヒーターを含む「石油ストーブ」は、消費生活用製品安全法の特定製品として指定されており、国により安全基準が定められています。PSCマークがついている石油ファンヒーターは、カートリッジタンクのふたが改善され、また、給油時消火装置や不完全燃焼防止装置の設置が義務付けられるなど安全性が強化されています。

安全のためには製品の買い替えも検討しましょう。

困ったときは、江南市消費生活センターにご相談ください。（0587-53-0505）

# プロパンガスの契約先変更を迫る 強引な勧誘に注意

## 【事例】

一人暮らしの母の家に、プロパンガス会社を切り替えないかと事業者の来訪があった。母は一度断ったものの、長時間にわたり契約を迫られたため、申込書に記名押印してしまったようだ。母は電話で「やっぱり断りたい」と伝えたが、その後も事業者から何度も電話があった。電話に出ないでいたら、数日後の夜に事業者が来て再度しつこく契約を迫られたので、怖くなり、渋々応じてしまったという。解約したい。（当事者：90歳代 女性）



## ～ひとことアドバイス～

強引に契約を勧められても、必要が無ければ、きっぱりと断りましょう。

「今より安くなる」などと勧誘されても、その料金がいつまでも続くとは限りません。契約内容をよく確認し、不明な点は事業者に説明を求め、その場では契約せず慎重に検討しましょう。

家族や周りの人は、高齢者が訪問販売などでしつこく勧誘を受けていないか日ごろから気を配りましょう。

訪問販売などでは、クーリング・オフができる場合があります。  
困ったときは、江南市消費生活センターにご相談ください。

## 江南市消費生活センター

【電 話】 0587 - 53 - 0505

【受付時間】 月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く)  
9～12時、13時～16時

【場 所】 江南市役所西分庁舎1階(赤童子町大堀99)